

令和6年1月 加茂市長定例記者会見
令和6年1月5日（金）10:00～

内 容

1. 令和6年能登半島地震について・・・・・・・・・・・・・・・・・・総務課
・令和6年1月1日発生 加茂市は震度5弱 災害対応
2. 加茂市子育て世帯生活支援特別給付金・・・・・・・・・・こども未来課
・高校生相当までの子ども一人当たり10,000円を支給
3. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金及び灯油等購入費助成
・・・・・・・・健康福祉課
・価格高騰重点支援給付金1世帯当たり70,000円
・灯油等購入費助成1世帯当たり5,000円
4. 農業者等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・農林課
・価格高騰及び高温渇水の影響に対する支援など
5. かも川荘、ゆきつばき荘の入浴施設廃止について・・・・・・・・健康福祉課
・施設の老朽化による維持管理費が増大していることから廃止

1. 令和6年能登半島地震について

まずもって、このたびの地震でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆さま、そのご家族の方々に心よりお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復旧をお祈り申し上げますとともに、加茂市といたしましても、できる限りの支援をしてまいりたいと思います。

このたびの地震は、加茂市でも1月1日午後4時10分に震度5弱を観測しました。その後ただちに午後4時30分に災害対策本部を設置し被害状況の情報収集に努めました。午後5時42分に須田、上条、七谷、下条、中央コミュニティセンター及びゆきつばき荘の6か所を避難所として開設しました。避難所については、最大28名の方が避難されましたが、翌2日の朝方から順次帰宅されましたので、午前10時35分に全避難所を閉鎖しました。また、福祉避難所として第二平成園に1名の方が避難されましたが、1月3日にご自宅に戻られています。

加茂市の被害状況については、幸いに人的被害はなく、市内の公共施設、道路、橋梁などにも大きな被害はありませんでした。

住家の被害については、1月3日から罹災証明書発行のための電話受付を開始しています。本日5日から被害調査を始めていますが、電話受付後、順次担当職員が現地に伺い、被害状況を調査し、調査終了後、おおむね1週間後に被害の程度を記載した罹災証明書を順次発行してまいります。罹災証明書は、支援金、見舞金給付や融資、保険金の請求手続等に必要となる場合がありますので、ご自宅に被害が生じた方は、担当窓口の税務課までご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、非住家については、現在までにブロック塀等の被害が7件確認されていますが、住家同様に保険の手続き等で証明が必要な場合はご連絡をお願いします。

被災地への支援については、1月1日から加茂地域消防本部の救急隊が3名、4日から3名、計6名が石川県に応援に行っており、県内では、新潟市へ1月2日、3日と給水車2台で計6名が給水支援活動を行いました。新潟市への給水活動は3日で終了しています

また、1月9日から市内公共施設21か所に義援金の募金箱を設置しますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

2. 加茂市子育て世帯生活支援特別給付金について

長引く物価高騰等の影響を受け、特に負担の大きい子育て世帯を支援するために、加茂市として独自の給付金を支給します。

支給対象となる世帯は、令和5年12月1日時点で加茂市に住所があり、申請時点で高校生相当までの子どもを養育している全ての世帯で、所得制限を設けず、幅広く子育て世帯を支援します。

支給額は子ども一人当たり10,000円で、加茂市から児童手当が支給されている世帯の方には申請書を送付いたしますので、必要事項を記入の上、ご返送をお願いいたします。送付時期は1月下旬の予定です。

それ以外の方で、令和6年3月31日までに高校生相当までの子どもを養育している世帯の方や12月1日以降に出産された世帯の方、加茂市に転入されてきた高校生相当までの子どもを養育している世帯の方は、市のホームページまたは子ども未来課の窓口で配布している申請書により申請してください。受付後、支給要件等が確認でき次第、順次支給を開始いたします。

3. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

及び灯油等購入費助成について

加茂市では、電力・ガス・食料品等価格高騰の影響を受けた世帯への支援として、負担感の大きい低所得者世帯に対して、経済的負担を軽減し生活の安定を図るため、1世帯あたり70,000円を給付いたします。

また、同じ世帯について灯油代高騰の影響を受けていることへの支援として5,000円の助成を行います。

対象となる世帯は、12月1日に加茂市の住民基本台帳に記録されている令和5年度の市町村民税均等割非課税世帯です。1人暮らしの学生など住民税が課税されている方の扶養親族等で構成される世帯は対象外となります。

対象となる世帯へは、生活保護世帯は1月上旬、その他の世帯は2月上旬に支給に関する案内を郵送いたします。今回、新たに対象となった世帯と口座を変更される世帯は確認書を返送していただいてから指定された口座への振込となります。

支給日は、生活保護世帯は1月15日、その他の対象世帯は2月下旬を予定しています。昨年8月に加茂市からの給付金を受けた方は、そのときと同じ口座への振込となります。

4. 農業者等への支援について

加茂市では、肥料や燃油、資材等の価格高騰及びこの夏の高温・渇水の影響により減収となった農業者に対して、加茂市独自の補助金を交付して支援を行います。

支援の内容は、

- 水稻農家に対して、生産数量目安面積 10 アール当たり 5,000 円
- 施設園芸農家に対して、作付面積 10 アール当たり 20,000 円
- 果樹農家に対して、日本なし、西洋なし、桃、ぶどう、栗の作付面積 10 アール当たり 5,000 円
- 畜産農家に対して、牛 1 頭あたりに飼料費として 10,000 円
- 原木きのこ生産者に対して、生産に必要な資材の購入費の 10%
- 菌床きのこ生産者に対して、殺菌及び発生に利用する燃油の購入費の 10% をそれぞれ補助するものです。

また、電気料金が高騰している加茂郷、三条、白根郷の各土地改良区に対して、高騰した電気料金について、国、県の支援分と土地改良区負担分を除き、関係する市の受益面積で按分した額を支援し、農業者が負担する土地改良費に影響が出ないようにします。

このほか、かん水用機械等整備対策事業として、この夏の高温・渇水に伴う農作物の干ばつ被害対策にポンプやホース、タンクなどを購入又はリースした農業者に対して、補助率 1/2 以内、上限なしで補助金を交付します。

農業者に対する補助金については、対象となる方に 1 月中旬に申請書を送付し、2 月の下旬には交付する予定です。

また、新潟県が、この夏の高温・渇水により被害を受けた農業者を支援するため、農林水産業振興資金を設定しましたので、加茂市はこの資金を利用する農業者を支援するために利子補給を行います。県の設定では金融機関が行う農業者への貸付金利は 0.35% となっていますが、これを加茂市が負担し、農業者への貸付金利がゼロとなるようにします。貸付実行期間は令和 6 年 3 月末までとなりますので、希望される農業者の方は市内金融機関にご相談ください。

5. かも川荘、ゆきつばき荘の入浴施設廃止について

加茂市老人福祉施設の「かも川荘」と「ゆきつばき荘」の入浴施設について3月末をもって廃止といたします。

かも川荘は昭和46年、ゆきつばき荘は昭和55年の開館以来、大勢の方々から憩いの場と交流の場として親しまれてきました。しかしながら、近年では利用者が減少していること、施設の老朽化による維持管理費が増大していることから、入浴施設を廃止することといたしました。

入浴施設廃止については、市議会12月定例会で審議され、関係条例の改正について議決をいただきました。今後、広報等で周知を図るとともに、両施設において利用者への説明会を開催する予定です。

なお、入浴施設については、最寄りのコミュニティセンターをご利用いただきたいと思います。かも川荘、ゆきつばき荘の両施設とも、入浴施設以外は運営を継続しながら、今後の方向性を検討していきます。